

独立行政法人 国立病院機構の概要

1. 設立目的

医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

2. 設立時期 平成16年4月1日

3. 役職員数（平成23年1月1日現在）

役員 17名（理事長1名、副理事長1名、理事13名（うち非常勤9名）、監事2名（うち非常勤1名））

職員 52,303名

※ 特定独立行政法人（役職員の身分は国家公務員）

4. 業務概要

- (1) 医療を提供すること（診療事業）
 - ・患者の目線に立った医療の提供
 - ・安心・安全な医療の提供
 - ・質の高い医療の提供
 - ・個別病院に期待される機能の発揮等
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと（臨床研究事業）
 - ・ネットワークを活用したEBMのためのエビデンスづくりの推進
 - ・治験の推進
 - ・高度・先進医療技術の臨床導入の推進
 - ・研究倫理の確立
- (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと（教育研修事業）
 - ・質の高い医療従事者の育成・確保
 - ・地域医療に貢献する研修事業の実施
- (4) (1)～(3)に附帯する業務を行うこと

5. 組織の規模（平成23年4月1日現在）

病院数：144病院

病床数：56,031床

一般病床	48,196床
療養病床	156床
結核病床	2,964床
精神病床	4,682床
感染症病床	33床

6. 当面の課題とその取組

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、「病院単位での国立病院・労災病院との診療連携の構築や国立病院・労災病院を含む地域の公的病院との再編等についても広く検討し、病院配置の再編等を含む総合的な検討について、厚生労働省として前倒しして早期に取りまとめる。」とされたところ。

また、「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書（平成22年12月27日）において、「国立病院機構と労働者健康福祉機構は、傘下の病院ネットワークの統合や個別病院の再編、整理のために「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会（仮称）」を設置して検討を始め、1年を目途に結論を得る」とされたところである。

このため、厚生労働省では、「国立病院・労災病院等の在り方を考える検討会」を平成23年4月20日より開催し、今年末を目途に、国立病院及び労災病院の今後の方向性の整理を行う予定である。